

『生前相続のススメ』

愛する家族のために生きている今だからこそできる事
測量を熟知している行政書士からのアドバイス

資 料

NPO法人 相続アドバイザー協議会 認定会員
行政書士 阿久津事務所
土地家屋調査士 阿久津事務所
中央登記測量株式会社

阿久津 康弘

〒132-0021東京都江戸川区中央1丁目13番16号
TEL 03-5663-5061 FAX 03-5663-5062
E-mail akutsu@s-souzoku.jp
URL <http://www.s-souzoku.jp>

評価倍率表（一般の土地等用）の説明

評価倍率は、路線価が定められていない地域の土地等を評価する場合に用います。

- 1 「町（丁目）又は大字名」欄
- 「町（丁目）又は大字名」欄には、市区町村ごとに、町（丁目）又は大字名を五十音順に記載しています。
- 2 「適用地域名」欄
- 「適用地域名」欄に、「全域」とある場合には、その町（丁目）又は大字の全域が路線価地域又は倍率地域であることを示しています。
- また、「一部」又は「路線価地域」とある場合には、その町（丁目）又は大字の地域に路線価地域と倍率地域が存在することを示しています。
- したがって、この場合には、路線価図により、その評価しようとする土地等が路線価地域又は倍率地域のいずれに所在するかを確認する必要があります。

〔掲載例〕

市区町村名：〇〇〇市

〇〇〇税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権 割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
あ	旭町	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準	倍	倍
	東町	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準		
	暁町1丁目	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準		
	暁町2丁目	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準		
	暁町3丁目	全域	60	1.1	比準	比準	比準	比準		
い	石川町	一部	—	路線	比準	比準	比準	比準		
		上記以外の地域	60	1.1	比準	比準	比準	比準		

- 3 「借地権割合」欄
- 「借地権割合」欄には、倍率地域におけるその町（丁目）又は大字の地域につき、「借地権」の価額を評価する場合の借地権割合を掲げています。

(注) 路線価地域の借地権割合については、路線価図を参照してください。

なお、例えば路線価地域で2路線以上に面する場合の借地権割合又は路線価地域と倍率地域が接続する地域の借地権割合は、原則として、路線価地域の正面路線価に表示してある借地権割合によります。

4 「宅地」欄

「宅地」欄には、その町（丁目）又は大字の地域の「宅地」の価額を評価する場合における固定資産税評価額に乗ずる倍率を記載していますが、「路線」と表示してあるのは、その地域が路線価地域であることを示しています。

ただし、農用地区域又は市街化調整区域内に存する農業用施設用地の価額は、財産評価基本通達24-5（農業用施設用地の評価）の定めによって評価します。

5 「田」、「畑」欄

「田」、「畑」欄には、その地域の「田」、「畑」の価額を評価する場合における農地の分類、評価方式及び固定資産税評価額に乗ずる倍率を記載しています。

なお、農地の分類等は、次に掲げる略称を用いて記載しています。

(農地の分類等)	(略称)
純 農 地	純
中 間 農 地	中
市街地周辺農地	周比準
市 街 地 農 地	比 準 又は 市比準

(注) 「比準」、「市比準」及び「周比準」と表示してある地域は、付近の宅地の価額に比準（「宅地比準方式」という。）して評価する地域です。以下、山林及び原野についても同様です。

6 「山林」欄

「山林」欄には、その地域の「山林」の価額を評価する場合における山林の分類、評価方式及び固定資産税評価額に乗ずる倍率を記載しています。

なお、山林の分類等は、次に掲げる略称を用いて記載しています。

(山林の分類等)	(略称)
純 山 林	純
中 間 山 林	中
市 街 地 山 林	比 準 又は 市比準

7 「原野」欄

「原野」欄には、その地域の「原野」の価額を評価する場合における原野の分類、評価方式及び固定資産税評価額に乗ずる倍率を記載しています。

なお、原野の分類等は、次に掲げる略称を用いて記載しています。

(原野の分類等)		(略称)
純	原 野	純
中	間 原 野	中
市 街 地	原 野	比 準 又は 市比準

8 「牧場」及び「池沼」欄

「牧場」及び「池沼」欄には、その地域の「牧場」及び「池沼」の価額を評価する場合における評価方式及び固定資産税評価額に乗ずる倍率を記載しています。

〔掲載例〕

市区町村名：〇〇〇町

〇〇〇税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
ね	根小屋	上記以外の地域	40	1.1	中 90	中 113	純 48	純 48			
ま	又野	農業振興地域内の農用地区域			純 34	純 54					
		上記以外の地域	40	1.1	純 48	純 67	純 46	純 46			
み	三ケ木	用途地域の指定されている地域	一	路線	周比準	周比準	比準	比準			
		農業振興地域内の農用地区域			純 55	純 79					

〔計算例〕

(固定資産税評価額)

10,000,000 円

×

(倍率)

1.1

=

(評価額)

11,000,000 円

※ 固定資産税評価額は、都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。

路線価図の説明

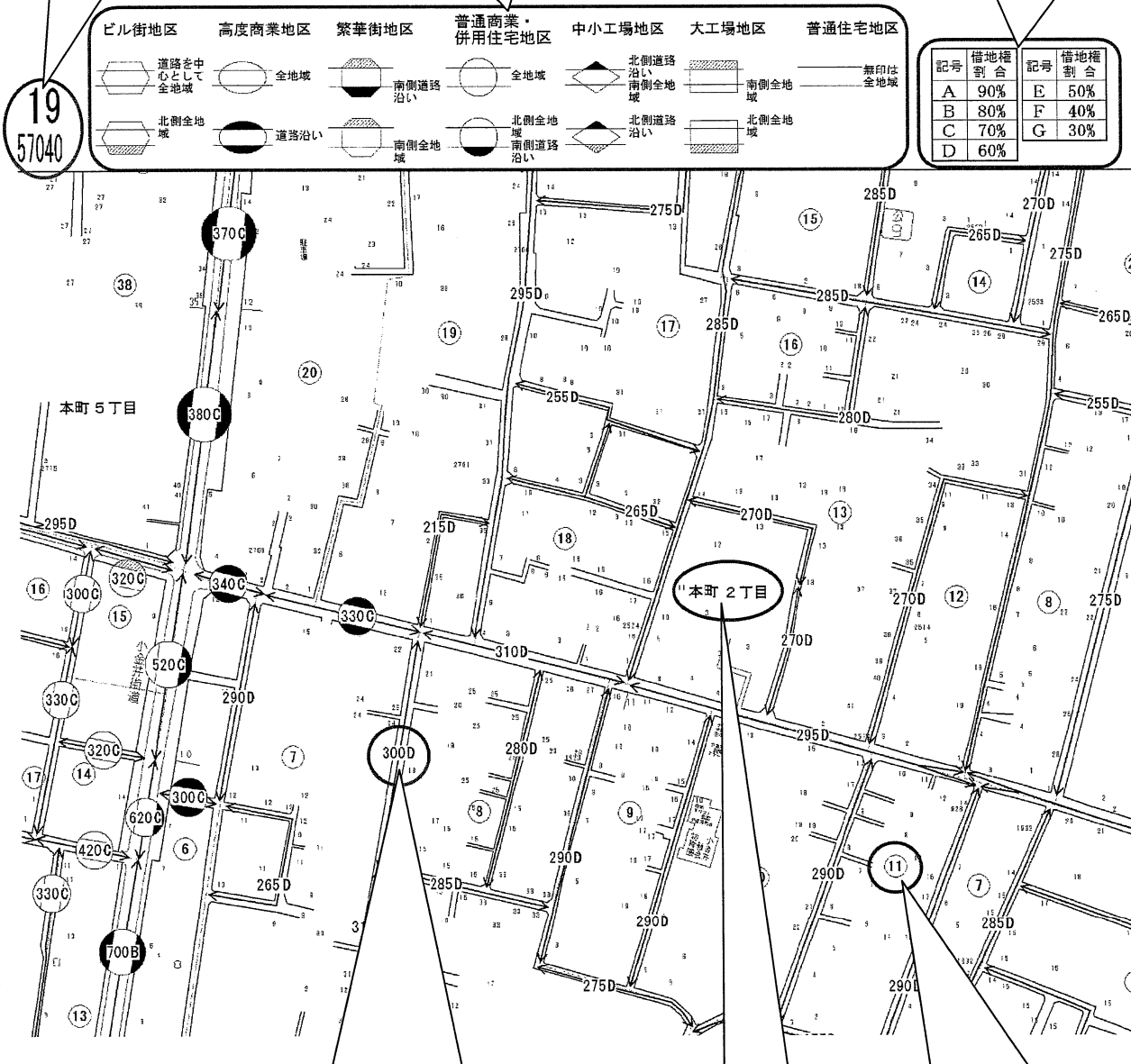
路線価は、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額(千円単位で表示しています。)のことであり、路線価が定められている地域の土地等を評価する場合に用います。

なお、路線価が定められていない地域については、その市区町村の「評価倍率表」をご覧ください。

路線価図の年分及びページ
を表示しています。

地区及び地区と借地権割合の
適用範囲を示す記号です。

各路線価の右隣に表示している
A～Gの記号に対応する借地権
割合を示します。

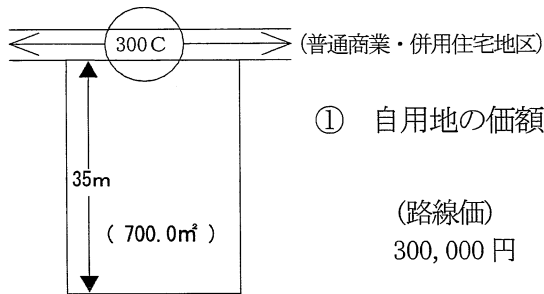


1平方メートル当たりの価額を千円単位で表示しています。
この場合は、1平方メートル当たりの路線価が300,000円で、借地権割合が60%であることを示しています。

町丁名及び街区番号を表示しています。
この場合は、本町2丁目11番であることを示しています。

計 算 例

(1) 一路線に面する宅地



① 自用地の価額

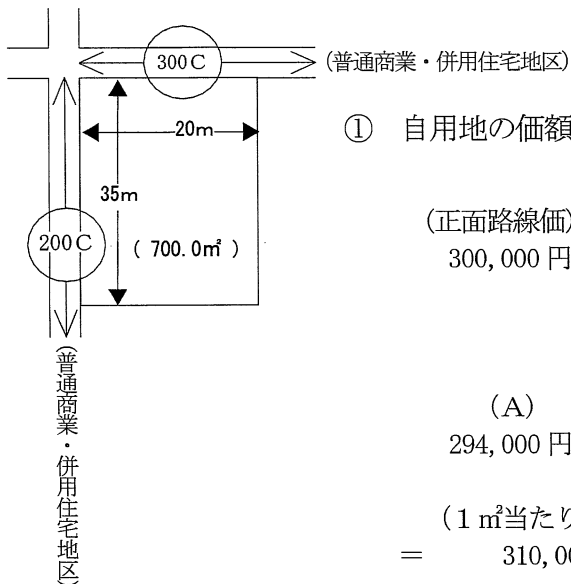
$$\begin{array}{lcl} \text{(路線価)} & \left[\begin{array}{l} \text{奥行距離 35m に応ずる} \\ \text{奥行価格補正率} \end{array} \right] & \text{(1㎡当たりの価額)} \\ 300,000 \text{ 円} & \times 0.98 & = 294,000 \text{ 円} \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{(1㎡当たりの価額)} & \text{(地積)} & \text{(自用地の価額)} \\ 294,000 \text{ 円} & \times 700 \text{ m}^2 & = 205,800,000 \text{ 円} \end{array}$$

② 借地権の価額

$$\begin{array}{lcl} \text{(自用地の価額)} & \text{(借地権割合)} & \text{(借地権の価額)} \\ 205,800,000 \text{ 円} & \times 70\% & = 144,060,000 \text{ 円} \end{array}$$

(2) 二路線に面する宅地



① 自用地の価額

$$\begin{array}{lcl} \text{(正面路線価)} & \left[\begin{array}{l} \text{奥行距離 35m に応ずる} \\ \text{奥行価格補正率} \end{array} \right] & \text{(A)} \\ 300,000 \text{ 円} & \times 0.98 & = 294,000 \text{ 円} \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{(A)} & \text{(側方路線価)} & \left[\begin{array}{l} \text{奥行距離 20m} \\ \text{に応ずる奥行} \\ \text{価格補正率} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{側方路線} \\ \text{影響加算率} \end{array} \right] \\ 294,000 \text{ 円} + (200,000 \text{ 円} \times 1.00 \times 0.08) & & \\ \text{(1㎡当たりの価額)} & & \\ = 310,000 \text{ 円} & & \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{(1㎡当たりの価額)} & \text{(地積)} & \text{(自用地の価額)} \\ 310,000 \text{ 円} & \times 700 \text{ m}^2 & = 217,000,000 \text{ 円} \end{array}$$

② 借地権の価額

$$\begin{array}{lcl} \text{(自用地の価額)} & \text{(借地権割合)} & \text{(借地権の価額)} \\ 217,000,000 \text{ 円} & \times 70\% & = 151,900,000 \text{ 円} \end{array}$$

(注) 平成19年分以降用の奥行価格補正率等により計算しています。

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成19年分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00				0.98	0.98
16 " 20 "	0.93					0.99	0.99
20 " 24 "	0.94					1.00	1.00
24 " 28 "	0.95				0.99		
28 " 32 "	0.96		0.98		0.98		
32 " 36 "	0.97		0.96	0.98	0.96		
36 " 40 "	0.98		0.94	0.96	0.94		
40 " 44 "	0.99		0.92	0.94	0.92		
44 " 48 "	1.00		0.90	0.92	0.91		
48 " 52 "		0.99	0.88	0.90	0.90		
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 " 60 "		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 " 68 "		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 " 72 "		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 " 76 "		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82			
80 " 84 "		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 " 88 "		0.88		0.80			
88 " 92 "		0.86			0.81	0.90	
92 " 96 "	0.99	0.84					
96 " 100 "	0.97	0.82					
100 "	0.95	0.80			0.80		

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 " 8 "	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10 " 16 "	0.97					1.00	0.97
16 " 22 "	0.98						0.98
22 " 28 "	0.99						0.99
28 "	1.00						1.00

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上3未満	1.00		1.00		0.98	1.00	1.00
3 " 4 "			0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "			0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "			0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "			0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "			0.92			0.92	
8 "			0.90			0.90	

② 側方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビ ル 街	0.07	0.03
高度商業、繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.08	0.04
普通住宅、中小工場	0.03	0.02
大 工 場	0.02	0.01

③ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.03
高度商業、繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.02
大工場	

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地区区分	A	B	C
高度商業	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑤ 不整形地補正率表

地区区分 地積 区分 かげ 地割合	高度商業、繁華街、 普通商業・併用住宅、中小工場			普 通 住 宅		
	A	B	C	A	B	C
10% 以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

⑧ がけ地補正率表

がけ地の方位	南	東	西	北
がけ地地積 総地積				
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）										局(所)		署	
										年分	ページ	(平成十六年分以降用)	
(住居表示)	()	所有者	住所 (所在地)	氏名 (法人名)	使用者	住所 (所在地)	氏名 (法人名)						
所在地番													
地目	地積	路線価				地形図及び参考事項							
宅地 原野 畑地 山林	m ²	正面	側方	側方	裏面								
間口距離	m	利用区分	自用地積	貸家建付地	借地権	借地権	借地権	借地権	借地権	借地権	借地権	借地権	
奥行距離	m		貸家建付地	借地権	借地権	借地権	借地権	借地権	借地権	借地権	借地権	借地権	
ビル街地区 普通住宅地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区													
自 用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1	一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率)								(1m ² 当たりの価額) 円	A		
	2	二路線に面する宅地 (A) [側方 路線価] (奥行価格補正率) [側方 路線影響加算率]								(1m ² 当たりの価額) 円	B		
	3	三路線に面する宅地 (B) [側方 路線価] (奥行価格補正率) [側方 路線影響加算率]								(1m ² 当たりの価額) 円	C		
	4	四路線に面する宅地 (C) [側方 路線価] (奥行価格補正率) [側方 路線影響加算率]								(1m ² 当たりの価額) 円	D		
	5-1	間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率)								(1m ² 当たりの価額) 円	E		
	5-2	不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※								(1m ² 当たりの価額) 円	F		
		※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) $\frac{m \times m}{m^2} = \frac{m^2}{m^2}$ (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) $\left(\frac{m^2}{m^2} - \frac{m^2}{m^2} \right) \div \frac{m^2}{m^2} = \frac{m^2}{m^2} = \%$ (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) [不整形地補正率 (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = 0. ① × × = 0. ② 率、0.6を限度とする。]											
	6	無道路地 (F) (※)								(1m ² 当たりの価額) 円	G		
	7	割合の計算 (0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) $\left(\frac{円 \times m^2}{m^2} \right) \div \left(\frac{円 \times m^2}{m^2} \right) = 0.$								(1m ² 当たりの価額) 円	H		
8	容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入))								(1m ² 当たりの価額) 円	I			
9	私道 (AからIまでのうち該当するもの)								(1m ² 当たりの価額) 円	J			
自用地の評価額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号)		地積		総額 (自用地1m ² 当たりの価額) × (地積)								
	() 円		m ²		() 円		K						

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。

2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。

3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

(資4-25-1-A4統一)

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

広大地の評価額	(正面路線価) 円 × $\left(0.6 - 0.05 \times \frac{\text{地積 () m}^2}{1,000 \text{ m}^2} \right) \times$ (地積) m ²	(自用地の評価額) 円	L	
セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 - $\left(\frac{\text{(自用地の評価額)} \times \text{(該当地積)}}{\text{(総地積)}} \times 0.7 \right)$ m ²	(自用地の評価額) 円	M	
都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 × 0. (補正率)	(自用地の評価額) 円	N	
大規模工場用地等の評価額	○ 大規模工場用地等 (正面路線価) (地積) (地積が20万m ² 以上の場合は0.95) 円 × m ² ×	円	O	
	○ ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積) (1m ² 当たりの造成費) (地積) (円 × m ² × 0.6) - (円 × m ²)	円	P	
総額に要する評価額	利用区分	算式	総額	記号
	貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	Q
	貸家建付地	(自用地の評価額又はS) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0. × 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$)	円	R
	(目的となる土地の権) 借地権	(自用地の評価額) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	S
	借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × 0.	円	T
	借家建付権	(T, AAのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$)	円	U
	転貸借地権	(T, AAのうちの該当記号) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	V
	転借権	(T, U, AAのうちの該当記号) (借地権割合) 円 × 0.	円	W
	借家人の権利	(T, W, AAのうちの該当記号) (借家権割合) (賃借割合) 円 × 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$)	円	X
	権	(自用地の評価額) (割合) 円 × 0.	円	Y
評価額	権利が競合する場合の競合する権利と	(Q, Sのうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	Z
	他の権利と	(T, Yのうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	AA
備考				

(注) 1 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

2 「広大地の評価額」と「セットバックを必要とする宅地の評価額」は重複して適用できません。

(資4-25-2-A4統一)

(平成十六年分以降用)

贈与税の手取額早見表

(単位：万円)

①贈与金額	②贈与税額	③負担率	④手取額	⑤手取率
①	②	$② \div ① \times 100$	$① - ②$	$④ \div ① \times 100$
110	0	0 %	110.0	100.0 %
150	4.0	2.7	146.0	97.3
200	9.0	4.5	191.0	95.5
250	14.0	5.6	236.0	94.4
300	19.0	6.3	281.0	93.7
350	26.0	7.4	324.0	92.6
400	33.5	8.4	366.5	91.6
450	43.0	9.6	407.0	90.4
500	53.0	10.6	447.0	89.4
600	82.0	13.7	518.0	86.3
700	112.0	16.0	588.0	84.0
800	151.0	18.9	649.0	81.1
900	191.0	21.2	709.0	78.8
1,000	231.0	23.1	769.0	76.9
1,500	470.0	31.3	1,030.0	68.7
2,000	720.0	36.0	1,280.0	64.0
2,500	970.0	38.8	1,530.0	61.2
3,000	1,220.0	40.7	1,780.0	59.3
3,500	1,470.0	42.0	2,030.0	58.0
4,000	1,720.0	43.0	2,280.0	57.0
4,500	1,970.0	43.8	2,530.0	56.2
5,000	2,220.0	44.4	2,780.0	55.6
10,000	4,720.0	47.2	5,280.0	52.8

(注1) 贈与金額は、基礎控除前の金額である

(注2) 負担率および手取率は、小数点以下2位を四捨五入

相続税の早見表

(平成15年1月1日以降から適用)

- 例. 相続財産：4億円 相続人：配偶者と子供2人
- たての欄：4億円 横の欄：配偶者がいる場合、配偶者と子供2人
- たての欄と横の欄が交差する4,050万円が相続税の額
- 相続財産の額と法定相続人の数がわかれば、この表により相続税額の概算を計算することができる

【配偶者の税額軽減を最大限活用するように相続した場合】

(単位：万円)

相続財産 (基礎 控除前)	配偶者がいる場合				配偶者がいない場合			
	配偶者 子供1人	配偶者 子供2人	配偶者 子供3人	配偶者 子供4人	子供1人	子供2人	子供3人	子供4人
6,000	0	0	0	0	0	0	0	0
7,000	0	0	0	0	100	0	0	0
8,000	0	0	0	0	250	100	0	0
9,000	0	0	0	0	400	200	100	0
10,000	0	0	0	0	600	350	200	100
15,000	0	0	0	0	2,000	1,200	900	700
20,000	500	380	325	270	3,900	2,500	1,800	1,450
25,000	1,440	1,134	990	891	5,900	4,000	3,000	2,400
30,000	2,707	2,147	1,867	1,680	7,900	5,800	4,500	3,500
35,000	3,900	3,175	2,750	2,500	9,900	7,800	6,000	5,000
40,000	4,900	4,050	3,525	3,250	12,300	9,800	7,700	6,500
45,000	5,900	4,925	4,400	4,000	14,800	11,800	9,700	8,000
50,000	6,900	5,850	5,275	4,750	17,300	13,800	11,700	9,600
55,000	7,900	6,850	6,150	5,625	19,800	15,800	13,700	11,600
60,000	8,900	7,850	7,025	6,500	22,300	17,800	15,700	13,600
65,000	9,900	8,850	7,900	7,375	24,800	19,800	17,700	15,600
70,000	11,050	9,900	8,825	8,250	27,300	22,100	19,700	17,600
75,000	12,300	11,025	9,950	9,250	29,800	24,600	21,700	19,600
80,000	13,550	12,150	11,075	10,250	32,300	27,100	23,700	21,600
85,000	14,800	13,275	12,200	11,250	34,800	29,600	25,700	23,600
90,000	16,050	14,400	13,325	12,250	37,300	32,100	27,700	25,600
95,000	17,300	15,525	14,450	13,375	39,800	34,600	29,700	27,600
100,000	18,550	16,650	15,575	14,500	42,300	37,100	31,900	29,600
150,000	31,050	28,450	26,825	25,750	67,300	62,100	56,900	51,700
200,000	43,550	40,950	38,350	37,000	92,300	87,100	81,900	76,700
250,000	56,050	53,450	50,850	48,250	117,300	112,100	106,900	101,700
300,000	68,550	65,950	63,350	60,750	142,300	137,100	131,900	126,700
500,000	118,550	115,950	113,350	110,750	242,300	237,100	231,900	226,700

(注1) 法定相続人が法定相続分により相続した場合の相続税額である。
ただし、配偶者がいる場合は、配偶者の税額軽減を最大限まで活用した場合の税額である。

(注2) 早見表の税額は、万円未満を四捨五入しているので、実際の税額とは若干の相違がある。

金銭納付を困難とする理由書

平成 年 月 日

税務署長 殿

住 所

氏 名

平成 年 月 日付相続（被相続人 ）に係る相続税の納付については、
納期限までに一時に納付することが困難であり、その納付困難な金額は次の表の計算のとおり
延納によっても金銭で納付することが困難であり、
であることを申し出ます。

1	納付すべき相続税額（相続税申告書第1表㊸の金額）		A	円
2	納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額		B	円
3	延納許可限度額	【A-B】	C	円
4	延納によって納付することができる金額		D	円
5	物納許可限度額	【C-D】	E	円

2 納期限（又は納付すべき日）までに 納付することができる金額の計算	(1) 相続した現金・預貯金等	(イ+ロ+ハ)	【	円】
	イ 現金・預貯金（相続税申告書第15表㊸の金額）	(円)		
	ロ 換価の容易な財産（相続税申告書第11表・第15表該当の金額）	(円)		
	ハ 支払費用等	(円)		
	内訳 相続債務（相続税申告書第15表㊸の金額）	[円]		
	葬式費用（相続税申告書第15表㊸の金額）	[円]		
	その他（支払内容： ）	[円]		
	（支払内容： ）	[円]		
	(2) 納税者固有の現金・預貯金等	(イ+ロ+ハ)	【	円】
	イ 現金	(円)	←裏面⑪の金額	
	ロ 預貯金	(円)	←裏面⑫の金額	
	ハ 換価の容易な財産	(円)	←裏面⑬の金額	
	(3) 生活費及び事業経費	(イ+ロ)	【	円】
	イ 当面の生活費（3月分） うち申請者が負担する額	(円)	←裏面⑭の金額×3/12	
	ロ 当面の事業経費	(円)	←裏面⑮の金額×1/12	
	Bへ記載する	【(1)+(2)-(3)】	B	【 円】

4 延納によって納付する ことができる金額の計算	(1) 経常収支による納税資金 (イ×延納年数（最長20年））+ロ	【 円】		
	イ 裏面④－（裏面⑪＋裏面⑭）	(円)		
	ロ 上記2(3)の金額	(円)		
	(2) 臨時的収入	【 円】	←裏面⑯の金額	
	(3) 臨時的支出	【 円】	←裏面⑰の金額	
	Dへ記載する	【(1)+(2)-(3)】	D	円

- 添付資料
- ☐ 前年の確定申告書(写)・収支内訳書(写)
 - ☐ 前年の源泉徴収票(写)
 - ☐ その他（

）

(裏面)

1 納税者固有の現金・預貯金その他換価の容易な財産

手持ちの現金の額			①	円
預貯金の額	/ (円)	/ (円)	②	円
	/ (円)	/ (円)		
換価の容易な財産	(円)	(円)	③	円
	(円)	(円)		

2 生活費の計算

給与所得者等：前年の給与の支給額		④	円
事業所得者等：前年の収入金額			
申請者	100,000 円 × 12	⑤	1,200,000 円
配偶者その他の親族 (人) × 45,000 円 × 12		⑥	円
給与所得者：源泉所得税、地方税、社会保険料（前年の支払額） 事業所得者：前年の所得税、地方税、社会保険料の金額		⑦	円
生活費の検討に当たって加味すべき金額 加味した内容の説明・計算等		⑧	円
生活費（1年分）の額 (⑤+⑥+⑦+⑧)		⑨	円

3 配偶者その他の親族の収入

氏名	(続柄)	前年の収入 (円)	⑩	円
氏名	(続柄)	前年の収入 (円)		
申請者が負担する生活費の額	⑨ × (④ / (④ + ⑩))		⑪	円

4 事業経費の計算

前年の事業経費（収支内訳書等より）の金額		⑫	円
経済情勢等を踏まえた変動等の調整金額 調整した内容の説明・計算等		⑬	円
事業経費（1年分）の額 (⑫+⑬)		⑭	円

5 概ね1年以内に見込まれる臨時的な収入・支出の額

臨時的収入	年 月 頃 (円)	⑮	円
	年 月 頃 (円)		
臨時的支出	年 月 頃 (円)	⑯	円
	年 月 頃 (円)		

現況測量の流れ

測量の目的確認



必要に応じて役所調査



現地の観測作業

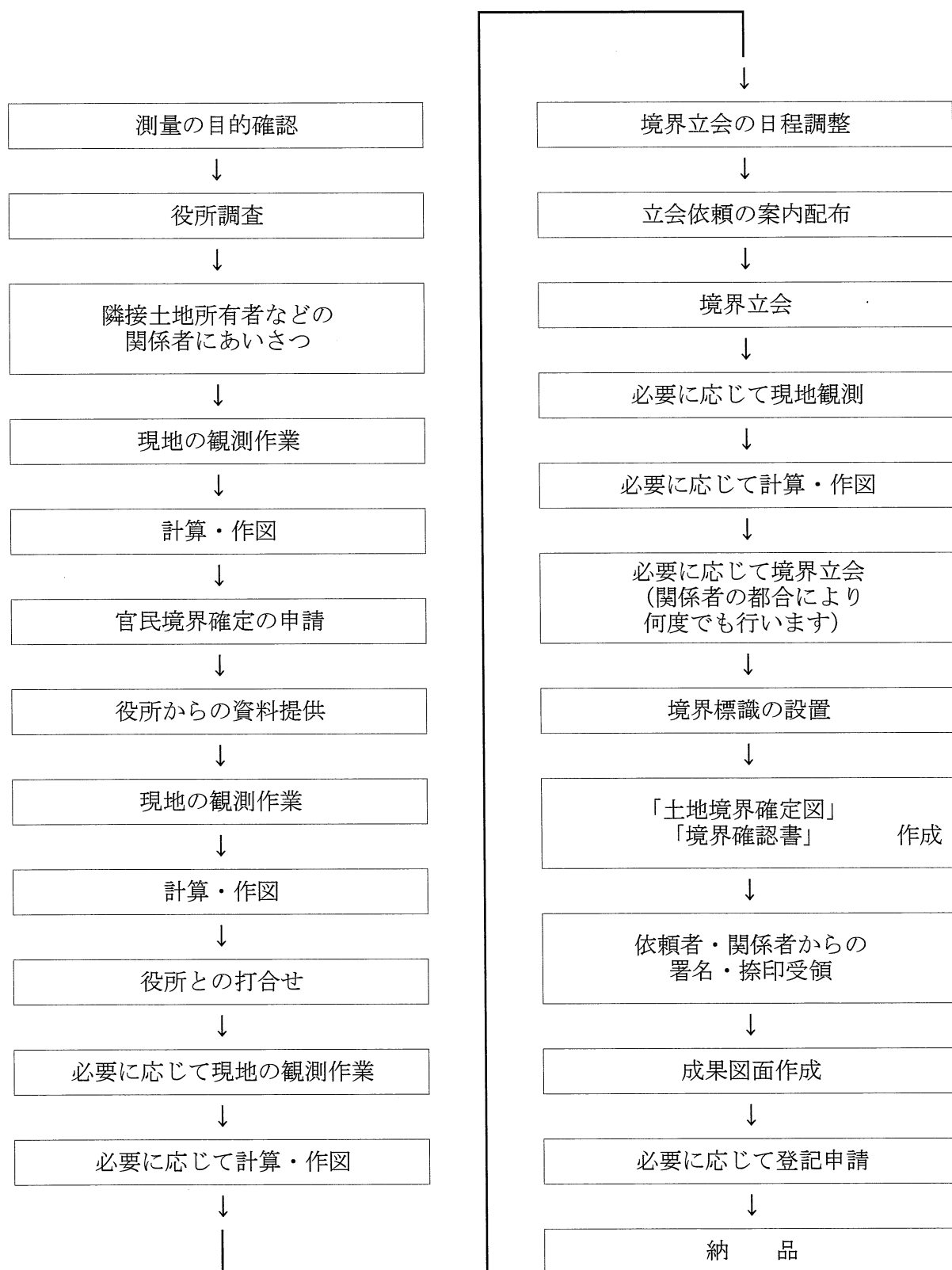


計算・作図



納 品

確定測量の流れ (都道の場合)



土地境界確認・確定事務の流れと平均所要期間(概要)

- ◎ 平均所要期間ですので、それぞれの申出内容や事務処理状況（現在、当課が確定事務の処理を行っている件数の変動）等により処理期間が異なります。
申出にあたりまして予めご了承くださいようお願いいたします。

建設局総務部用度課

平均所要期間・項目		事 務 内 容
	土地境界確認・確定申出書の配布	○ 用度課受付窓口において、事前相談時に持参された地図（公図も含む）を基に、備え付けの索引簿（住宅地図・公図索引図）により申出地を特定するとともに、境界確認・確定の既済の有無を確認する。 ○ 申出地に「線」で接する土地（道路・河川事業用地）が「都有地」・「旧国有地」の場合に申出書を配布する。
20 日	土地境界確認・確定申出書の受理 ※ 資料調査・収集（公文書館等）、検討	○ 土地境界確認・確定申出書及び各添付書類を確認する。（土地所有者の住所・氏名・印鑑証明書の期限【3か月以内】・実印の印影・登記事項証明書等・土地所有者調査記載内容等） ○ 申出地に係る資料の収集（用度課において財産管理者・公物（道路・河川）管理者に資料の提供を依頼する。）
45 日	担当者との打合せ ※ 第1回目の打合せ日については、担当者より連絡	○ 調査収集した資料に基づき実務取扱者と第1回目の打合せを行う。 ○ 第1回目の打合せ以降、必要に応じて、現地調査及び第2回目の打合せを行う。 ○ その結果、境界確認又は境界確定の仮境界線が決定される。
20 日	現地の立会・境界確認・確定の協議	○ 現地立会いに先立ち、財産管理者・公物（道路・河川）管理者と打合せを行い、仮境界線を設定する。 ○ 現地において、申出者・実務取扱者等及び財産管理者・公物（道路・河川）管理者、関係土地所有者並びに境界確定係担当者等が立会いのうえ、協議し確認する。
5 日	土地境界の決定	○ 現地立会い・協議成立後、申出者等は、土地境界図を作成し、担当者へ提出する。 ○ 担当者は、提出された土地境界図の内容を確認し、土地境界決定の手続を行う。
	土地境界確定通知書完成の旨の申出者等への連絡	○ 申出者・実務取扱者等へ土地境界確定通知書の完成及び引渡しについて電話連絡する。
	土地境界確定通知書の引渡し	○ 土地境界確認・確定受付簿に受領年月日の記載及び受領印を受けて土地境界確定通知書を交付する。
(平均 90 日)		

現況求積図

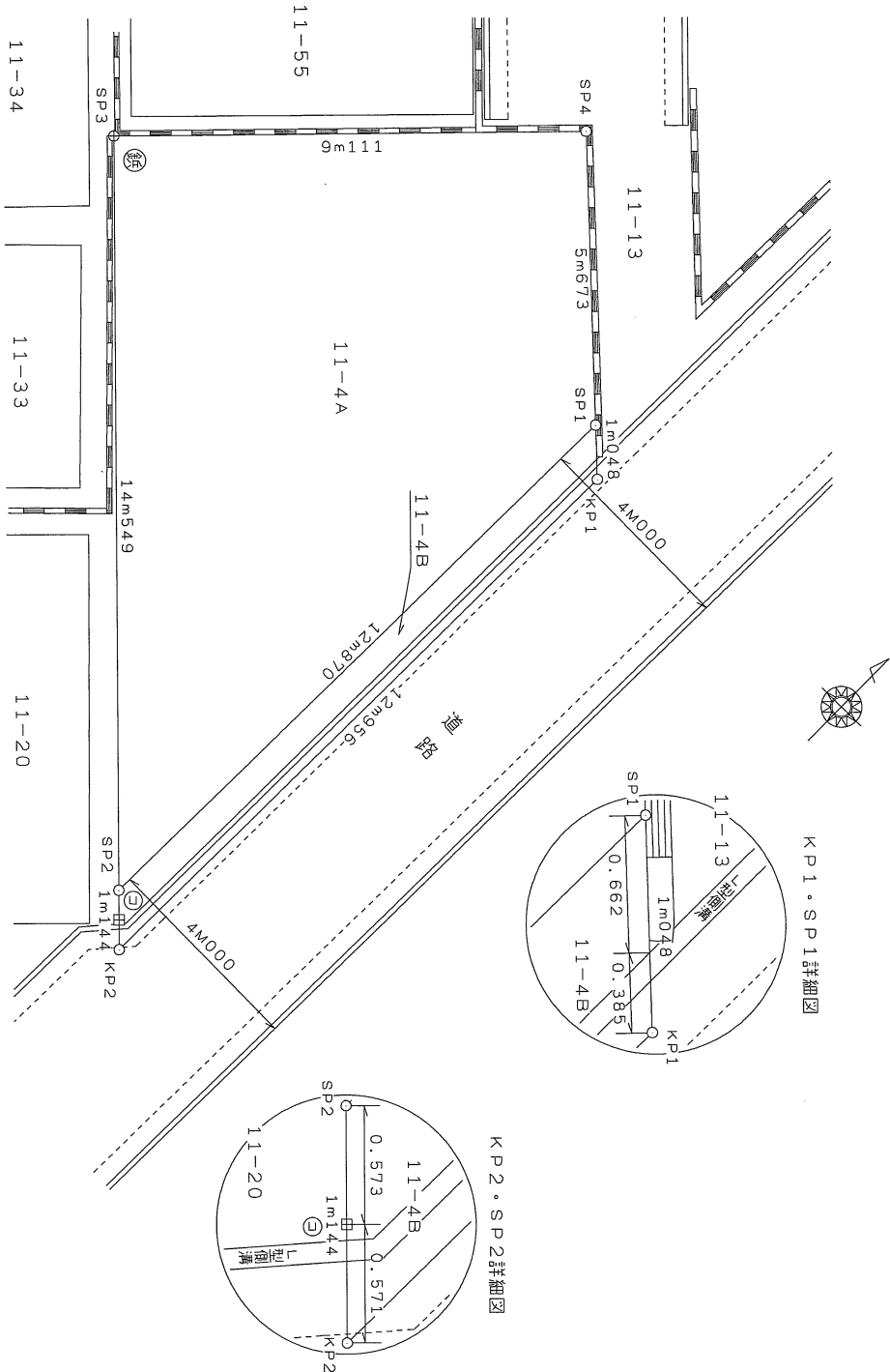
求積表

地番 11-4A (有効地部分)				
点名	X _n	Y _n	X _n (Y _{n+1} -Y _n -1)	境界線の種類
SP1	-35461.737	4994.598	-139222.779462	計算点
SP2	-35474.606	4994.404	372589.786818	計算点
SP3	-35464.339	4994.095	139232.994914	鉄
SP4	-35457.837	4990.478	-372413.662011	土留め角
			186.340259	
			93.1701295	
			93.17	m
			28.18	坪

地番 11-4B (道路後退部分)				
点名	X _n	Y _n	X _n (Y _{n+1} -Y _n -1)	境界線の種類
KP1	-35462.458	4995.359	-21880.336586	計算点
KP2	-35475.414	4995.215	33879.020370	計算点
SP2	-35474.606	4994.404	21887.831902	計算点
SP1	-35461.737	4994.598	-33865.958835	計算点
			20.556851	
			10.2784255	
			10.27	m
			3.10	坪

総合計面積	103.44	m ²
登記簿地積	98.34	m ²
差	+5.10	m ²

境界線の種類	
石	杭
金	属
コ	ンクリート杭
キ	ザ
鉄	筋
計	算点



註) 道路との境界線は原図番号江戸川59年第1508-3号にて確定しています。

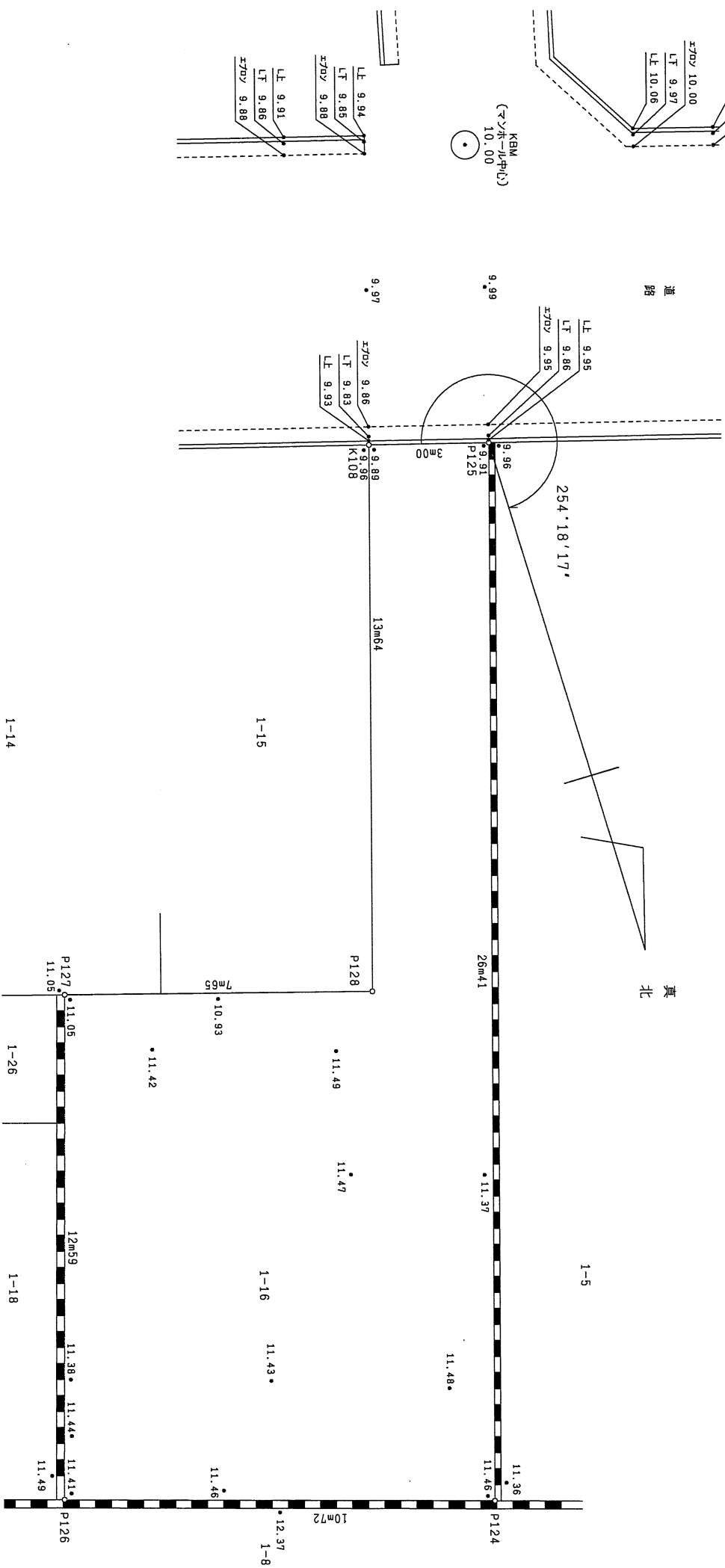
隣接土地所有者とは境界線の立会いをしていません。

本図において道路境界線は江戸川区土木部所管の管理区域図により復元した官民境界予定線です。

本図は既存の境界標識や構造物によって計算した現況求積図です。

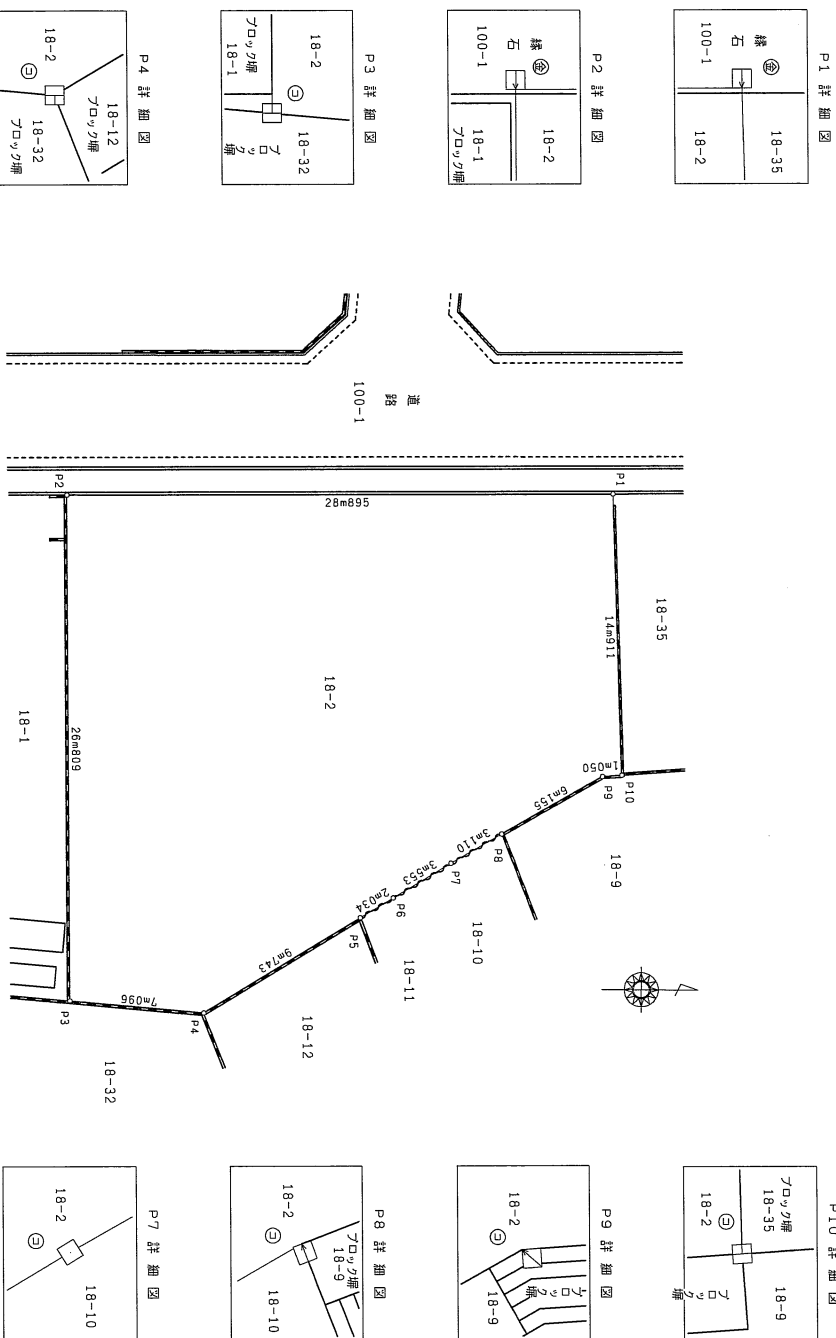
所在地	東京都江戸川区西堀江四丁目11番4		
縮尺	1/100	原図番号	719
測量年月日	平成20年	3月25日	
作成年月日	平成20年	3月26日	
作成者	東京都江戸川区中央一丁目13番16号 中央登記測量株式会社 代表取締役 阿久津康弘		
担当者	阿久津康弘		

敷地高低。真北測量図



図面名	敷地高低・真北測量図		
測量箇所	東京都千代田区平河町二丁目1番16		
縮尺	1:100	図面番号	
調査年月日	平成19年 9月15日		
作成年月日	平成19年 9月18日		
作成者	中央登記測量株式会社 東京都江戸川区中央一丁目13番16号 代表取締役 阿久津 康弘		

確定積図
縮尺 1:200



境界標の種類
① 石
② 金 属 標
③ コンクリート杭
④ キ ー
⑤ 計 算 点

(注) 西側道路との境界は平成19年1月15日立会し確定した。
(平成19年1月30日06土計測第1395号)
隣接土地所有者(18番10, 18番11, 18番12, 18番35)
との境界は平成19年1月14日立会し確認した。
隣接土地所有者(18番1, 18番9, 18番32,)
との境界は平成19年1月15日立会し確認した。

地番	18-2	X ₀	Y ₀	K ₀ (X ₀ +1-Y ₀ -1)	境界標の種類
P1	-3355.498	5840.613	49245.400134	金属標	
P2	-3355.393	5840.833	-907235.007397	金属標	
P3	-3355.204	5862.642	-901022.537352	コンクリート杭	
P4	-3358.133	5868.246	150776.691568	コンクリート杭	
P5	-3349.829	5863.149	208586.297153	コンクリート杭	
P6	-3344.093	5862.089	97792.691095	コンクリート杭	
P7	-3345.062	5862.234	114792.657102	コンクリート杭	
P8	-3342.375	5858.558	155555.992075	コンクリート杭	
P9	-3357.046	5855.597	105708.350008	コンクリート杭	
P10	-3355.393	5855.516	502803.319112	コンクリート杭	
	仮面積		-104.145529		
	面積		652.072645		
	地積		652.07		
	坪数		197.25		

所 在	東京都江戸川区瑞江一丁目18番2
縮 尺	1/200
図 号	579
測量年月日	平成19年 1月16日
作成年月日	平成19年 1月30日
作 成 者	東京都江戸川区中央一丁目13番16号 中央登記測量株式会社 代表取締役 阿久津康弘
担 当 者	阿久津康弘



20五建管申第56号

平成20年7月4日

様

東京都知事 石原慎太郎



土地境界確定通知書

現地において立会いを行ったあなたの土地と所有地・~~国有地~~

との境界は、別添土地境界図（写）のとおり確定しました。

記

土地所在・地番

江戸川区東小松川一丁目2541番1

注意：本書と別添土地境界図（写）との契印のないものは無効です。

所有地・国有地のうち unnecessaryなものは二重線で消す。

境 界 確 認 書

■■■■■（以下甲という）と■■■■■（以下乙という）とは、土地の境界に関し、平成19年3月8日、現地において立会し、下記のとおり確認した。

1 境界を確認した土地の表示

甲の土地 東京都豊島区西池袋三丁目1325番11
東京都豊島区西池袋三丁目1325番29

乙の土地 東京都豊島区西池袋三丁目1325番17
東京都豊島区西池袋三丁目1325番30

2. 甲及び乙の境界の状況

別紙測量図朱線のとおり

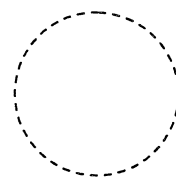
以上のとおり、甲及び乙は、それぞれの境界を確認したことを証するため、この確認書を2通作成し、各自その1通を保有する。

尚、甲または乙が境界を確認した土地を第三者に所有権移転した場合、その第三者に本確認書の記載事項について承継するものとする。

平成 年 月 日

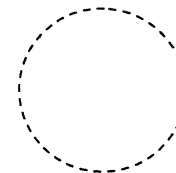
甲 住 所

氏 名



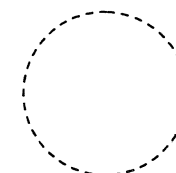
乙 住 所

氏 名



住 所

氏 名



この境界確認書と測量図を合綴し契印する。

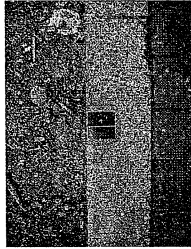
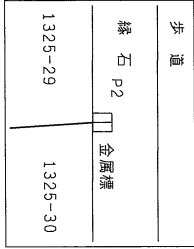
土地実測図

公図写（接合図） 縮尺 1 / 600

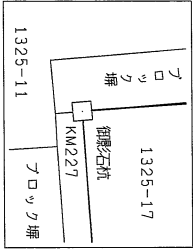


平成18年12月20日東京法務局豊島出張所調査

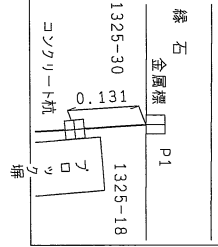
P 2 詳細図



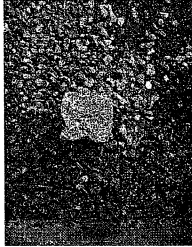
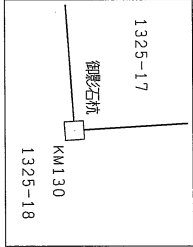
KM 227 詳細図



P 1 詳細図



KM 130 詳細図



座標成果一覧表

点 名	X 座 標	Y 座 標	備 考
P1	198.920	203.893	金属標
P2	197.594	198.227	金属標
KM227	183.298	202.589	御影石杭
KM130	185.028	208.158	御影石杭
S1	184.048	205.166	プロット堀角
S2	181.834	203.146	プロット堀角
T1	198.149	191.983	鉄
T2	200.000	200.000	鉄

所 在	豊島区西池袋三丁目1325番17ほか		
縮 尺	1/200	原 図 番 号	586
測量年月日	平成19年 3月 8日		
作成年月日	平成19年 3月 8日		
作 成 者	東京都江戸川区中央一丁目13番16号 中央登記測量株式会社 代表取締役 阿久津康弘		
担 当 者	阿久津康弘		

以上

平成 年 月 日

(甲)

(住 所)

(氏 名)

(乙)

(住 所)

(氏 名)

物件の表示

1. (甲土地建物)

【土地】

所在地 : 新宿区西早稲田三丁目
地番 : 203 番 16
地目 : 宅地
地積 : 115.71 m²

【建物】

所在 : 新宿区西早稲田三丁目 203 番地 16
家屋番号 : 203 番 16
種類 : 事務所
構造 : 鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階付 3 階建
床面積 : 地下 1 階 48.36 m² 地下 2 階 66.43 m²
1 階 54.56 m² 2 階 65.10 m² 3 階 65.10 m²

2. (乙地)

【土地】

所在地 : 新宿区西早稲田三丁目
地番 : 203 番 13
地目 : 宅地
地積 : 191.37 m²

以上

・日本国内の19座標系

図1-9に日本の平面直角座標系が示されている。

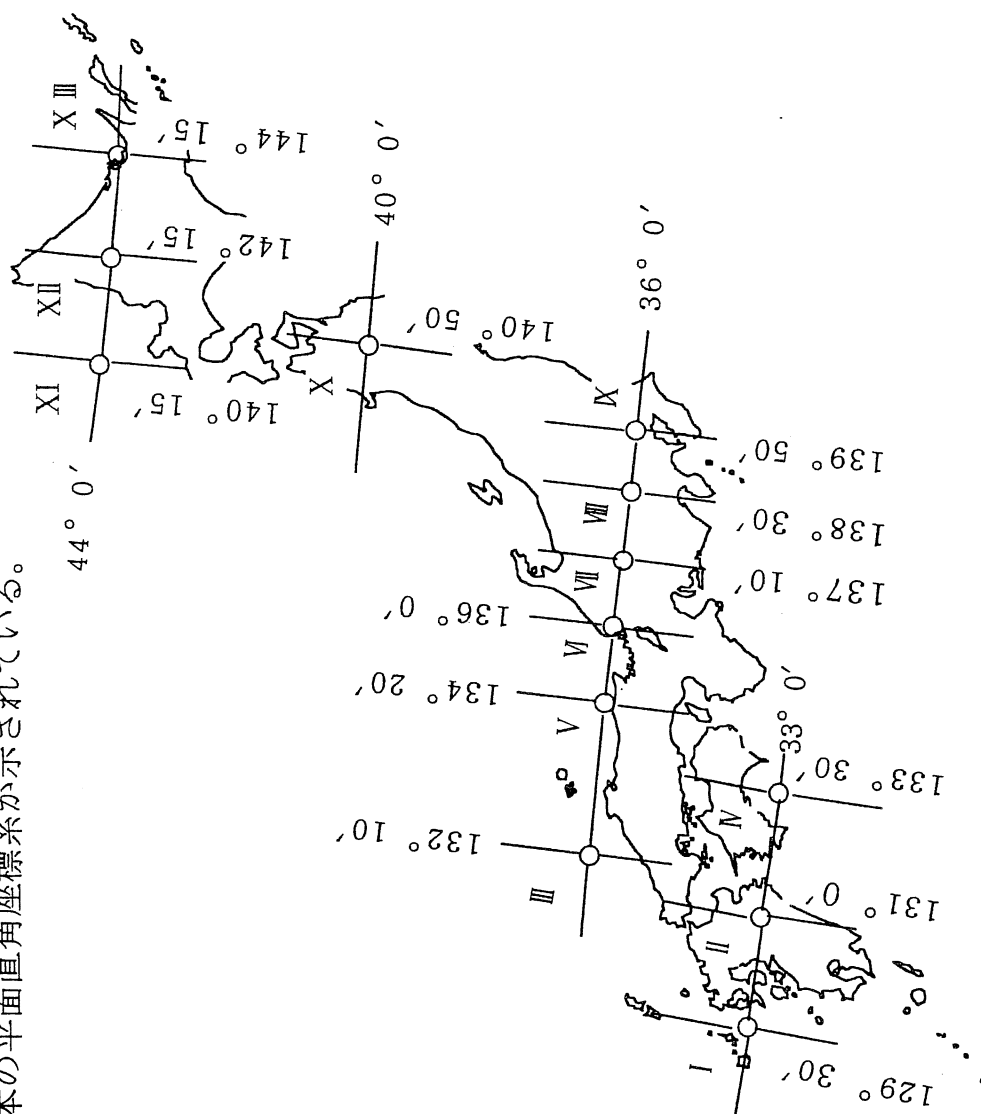


図1-9 平面直角座標系 (XIV: 小笠原諸島、XV XVI: 沖縄、XVII: 大東諸島、XVIII: 沖鳥島、XIX: 南鳥島は除く)

筆界特定申請書

平成18年〇月〇日^{*1}

〇〇法務局^{*2} 筆界特定登記官 殿

申請の趣旨^{*3}

後記1記載の甲地と乙地との筆界について、筆界の特定を求める。

申請人及び代理人の表示

申請人^{*4} P市□□町一丁目2番3号 甲 野 太 郎

申請人代理人^{*5} 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇〇〇〇^{*6} 法 務 春 子 印^{*7}
 電 話 000-0000-000^{*8}
 F A X 000-0000-000

筆界特定添付書面等の表示^{*9}

☐資格証明書 ☒代理権限証書 ☐相続証明書
☐承継証明書 ☐所有権（一部）取得証明書
☐氏名変更（更正）証明書 ☐住所変更（更正）証明書
☒固定資産評価証明書^{*10} ☒現地案内図
☒手数料計算書 ☐その他（ ）

1 対象土地及び対象土地に係る所有権登記名義人等の表示^{*11}

甲地

不動産番号 1 2 3 4 5 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

所 在 P 市△△町一丁目

地 番 ○ 番の 2

地 目 宅地

地 積 ○ ○ . ○ ○ 平米

所有権登記名義人等 P 市□□町一丁目○番 6 号

申請人 甲 野 太 郎

価 格 金 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 円

乙地

不動産番号 2 3 4 5 6 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

所 在 P 市△△町一丁目

地 番 ○ 番の 3

地 目 宅地

地 積 ○ ○ . ○ ○ 平米

所有権登記名義人等 P 市□□町四丁目○番 3 号

関係人 乙 山 一 郎

(電話 111-1111-1111)

価 格 金 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 円

2 関係土地及び関係土地に係る所有権登記名義人等の表示^{*12}

関係土地 1

不動産番号 (略)
 所 在 (略)
 地 番 (略)
 地 目 (略)
 地 積 (略)
 所有権登記名義人等 (略)

関係土地 2

所 在 P市△△町○番地先 (別紙図面中斜線で示した部分)^{*13}
 所有権登記名義人等 (略)

3 筆界特定を必要とする理由^{*14}

(1) 申請人は、甲地の所有権の登記名義人であり、甲地を自宅の敷地及び庭として利用している。

乙山一郎 (以下「乙山」という。) は、乙地の所有権の登記名義人であり、乙地を貸駐車場として利用している。

(2) 乙地は、別紙図面 (略) 記載のとおり、甲地の西側隣接地であり、甲地と乙地との間にはフェンス (以下「本件フェンス」という。) が設置されている。

(3) 申請人は、平成17年8月ころ、甲地の一部を分筆して売却することを計画し、筆界の確認や測量を含む分筆手続一切を□□土地家屋調査士 (以下「□□調査士」という。) に依頼した。

(4) □□調査士は、甲地と乙地との筆界 (以下「本件筆界」という。) について、乙山に立会確認を依頼し、平成17年9月20日、申請人及び乙山の立会のもと、本件筆界の確認が行われた。

申請人及び□□調査士は、本件フェンスのある位置 (別紙図面のア点とイ点とを結んだ直線) が本件筆界であることの確認を求めたが、乙山は、本件フェンスから東側約30センチメートルの位置に本件フェンスに平行して存在するコンクリート基礎 (別紙図面中のウ点とエ点を結んだ直線上にある。) が筆界の位置を示すものであると主張して筆界確認書への押印を拒否した。

(5) その後、申請人又は□□調査士が何度か乙山宅を訪問し、筆界の問題について話し合ったが、乙山は譲らず、乙山の主張を認めない限り、筆界確認書には絶対に押印しないと言っている。

このままでは、甲地の分筆ができず、当初の計画であった土地の売却も不可能

となってしまう。そこで、本件筆界について、筆界特定の申請に及んだ次第である。

(6) なお、本件筆界以外の甲地の筆界については、各隣接地の所有者との間で確認済みである。

4 対象土地及び関係土地の状況^{*15}

別紙図面のとおり。

5 申請人が筆界として主張する線及びその根拠^{*16}

(1) 申請人は、本件筆界は、甲地と乙地との間に設置されたフェンスの位置（別紙図面のア点とイ点を結んだ直線）にあると主張する。その理由は、以下のとおりである。

(2) (以下略)

6 関係人の主張^{*17}

乙山は、フェンスの東側 30 センチメートルの位置に存在するコンクリート基礎（別紙図面中のウ点とエ点を結んだ直線）が本件筆界の位置を示すものであると主張している。

7 筆界確定訴訟の有無^{*18}

無

□ 係属中 (裁判所 事件番号 平成 年 () 号
当事者の表示 原告 被告)

8 申請情報と併せて提供する意見又は資料^{*19}

資料等説明書記載のとおり。

手数料印紙はり付け欄（収入印紙をはってください。）	
手数料額	△△△△ 円 ^{*20}
申請手数料仮納付額 ^{*21}	
金	円也（手数料額の通知があり次第，不足額を追加納付する。）

○○○○○^{*22} 法 務 春 子 職印^{*23}

(代理権限証書，固定資産評価証明書，現地案内図，手数料計算書，別紙図面，資料説明書は，いずれも省略。)

東京都江戸川区平井3丁目322

全部事項証明書

(土地)

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成2年2月22日	地図番号	平成19年7月27日筆界 特定(手続番号平成18年 第44号)
【不動産番号】 0117000196808					
【所在】 江戸川区平井三丁目	【余白】				
【①地番】 322番	【②地目】 宅地	【③地積】 297.52 m ²	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
【余白】	【余白】	【余白】	【余白】	【余白】	昭和63年法務省令第37号附 則第2条第2項の規定により移 記 平成2年2月22日

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)					
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】	
1	所有権移転	昭和25年9月29日 第6703号	昭和20年10月10日売買	所有者 [REDACTED] 順位1番の登記を移記	
	【余白】	【余白】	【余白】	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規 定により移記 平成2年2月22日	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

東京都江戸川区東小松川1丁目2541-1

全部事項証明書

(土地)

【表題部】(土地の表示)			調製 平成2年2月22日	地図番号	余白
【不動産番号】 0117000124204					
【所在】 江戸川区東小松川一丁目	余白				
【①地番】 2541番1	【②地目】 宅地	【③地積】	m ²	【原因及びその日付】	【登記の日付】
余白	余白	余白	274.38	余白	余白
				余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月22日
余白	余白	余白	234.10	③2541番1、2541番3に分筆	平成17年3月15日
余白	余白	余白	214.76	③2541番1、2541番4に分筆	平成19年3月20日
余白	余白	余白	217.05	③錯誤	平成20年8月7日

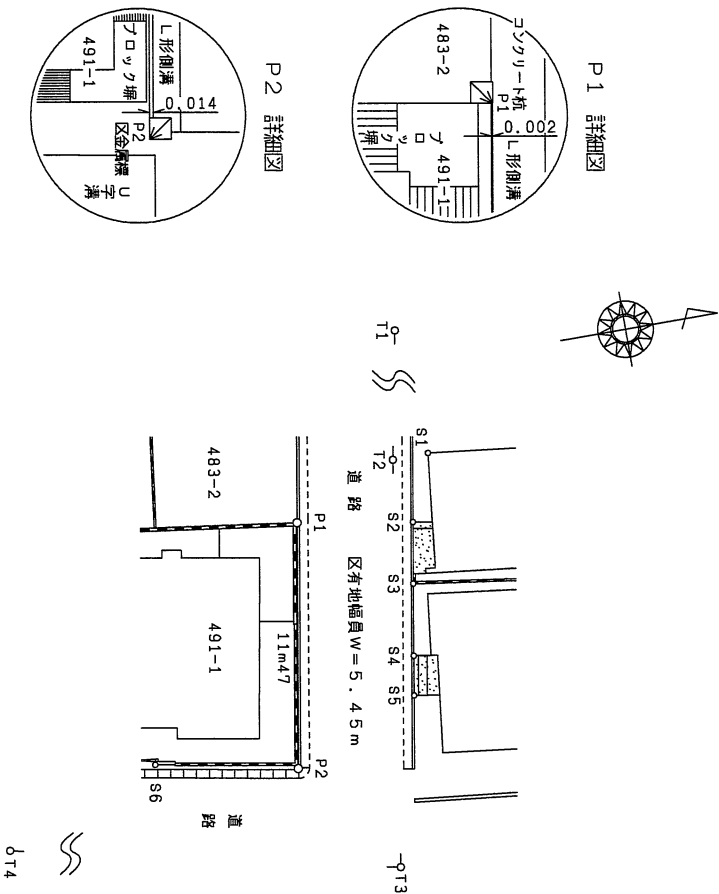
【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)					
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】	
1	所有権移転	昭和54年3月7日 第8840号	昭和19年11月15日遺産相続	所有者 [REDACTED] 順位2番の登記を移記	
2	所有権移転	平成1年10月12日 第48151号	昭和61年9月22日相続	所有者 [REDACTED] 順位3番の登記を移記	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

区有地境界確定図		縮尺
土地所在 地番	江戸川区北小岩三丁目491番1ほか	$\frac{1}{250}$

座標成果一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
P1	-29547.471	6001.710	コンクリート杭 ☒
P2	-29549.437	6013.016	区金属標 ☒
S1	-29540.878	5999.565	建物基礎角
S2	-29542.136	6002.616	タタキ角
S3	-29542.628	6005.448	テロツク塀基礎角
S4	-29543.197	6008.764	タタキ角
S5	-29543.507	6010.592	タタキ角
S6	-29555.992	6011.694	門柱角
T1	-29540.714	5990.250	鉄
T2	-29542.541	5999.596	鉄
T3	-29545.531	6018.376	鉄
T4	-29574.136	6012.120	鉄



作成者	土地家屋調査士 東京都江戸川区中央一丁目13番16号 登録第7044号 阿久津 康弘
測量年月日	平成20年 8月20日

凡		境界点
○	P _n	引照点
○	S _n	機械点
○	T _n	境界辺長
例		○—○—○—○—○

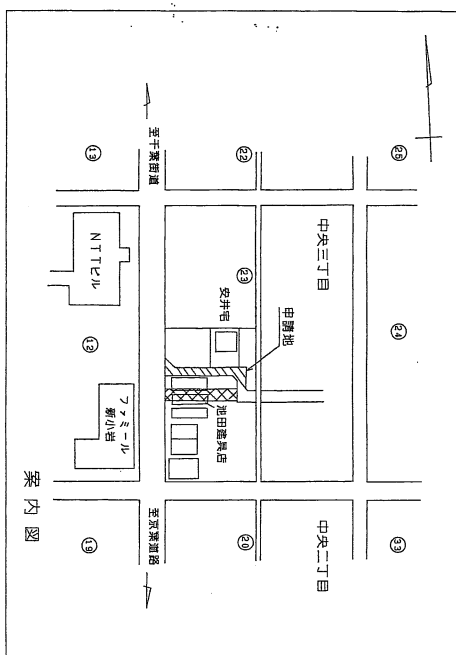
道路となる土地の地名地番 江戸川区中央三丁目601番4、602番7、602番10

延長
平方メートル

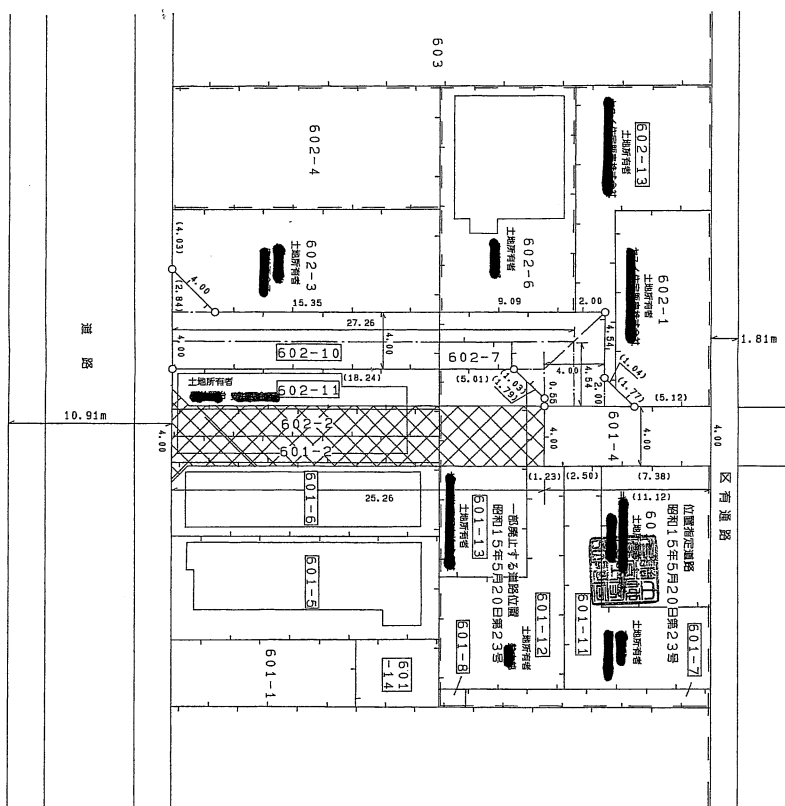
メートル・自動車転回広場

平方メートル

縮尺	地籍図	1/250
	付近見取図 構造図	1/1500



附录



印	名	氏	所	住	別	推
		被疑人 	所		602-B, 602-7 土產所有權者	受
		被疑人 			602-C, 602-7 土產所有權者	受
		被疑人 			602-B, 602-7 土產所有權者	受
		被疑人 			602-B, 602-7 土產所有權者	受

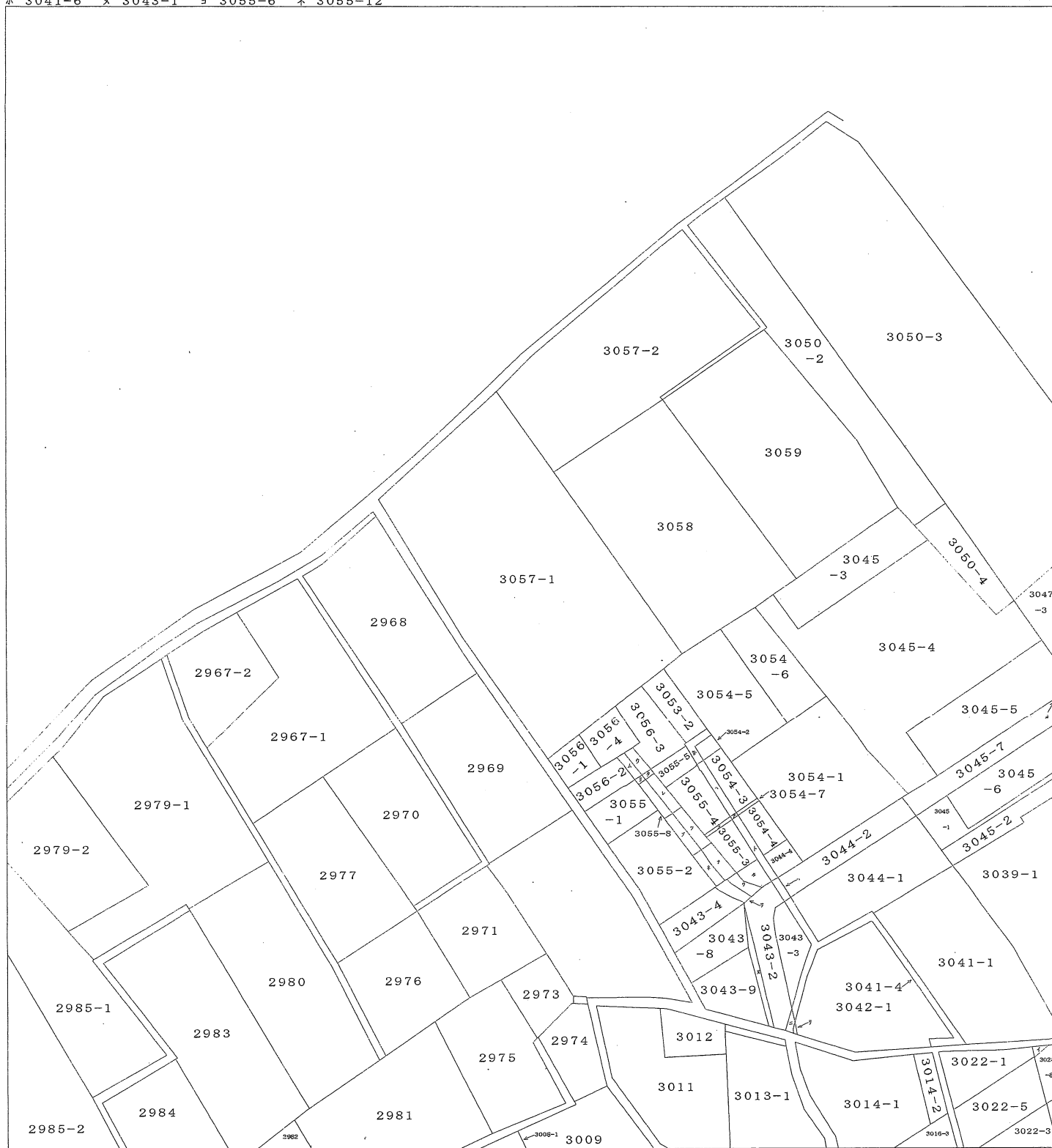
公函号 S=1/500
東京法務局江戸川出張所備付の
公函の写しである。
平成20年3月10日写
土地政策調査士 阿久津 康三

[illegible]

(凡例)

方	道	路
へ	位置の	端識
主	要	出
入	口	
生	理	
子	物	
既	物	
数	界	
地	界	
都	香	
市	界	
町	界	
計	線	
画	線	
更	改	
変	更	
し	な	
い	と	
(注)		
1.	承諾者の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。	
2.	図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。	
3.	借権期間には、権利者の承諾に關連して特記すべき事項を記入すること。とすること。	
4.	申請の道路の延長及び変更の単位は「メートル川小數点以下の位まで」とすること。	
5.	付託見取図・建築構造図及び土地上に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。	
6.	付託見取図と地形圖の方眼紙は、一致させること。	
7.	隣地境界線又は積置の添込から申請道路までの距離を記入すること。	
8.	景観的あるいは趣向による添込を記入しないこと。	

イ 3028-5 ヘ 3041-7 ル 3043-5 タ 3055-7 ナ 3055-13
 ロ 3028-6 ト 3041-8 フ 3043-6 レ 3055-9 ナ 3055-14
 ハ 3041-3 チ 3041-9 フ 3043-7 ソ 3055-10 ム 3056-5
 ニ 3041-5 リ 3042-2 カ 3045-10 ツ 3055-11 ウ 3056-6
 ホ 3041-6 ス 3043-1 ヨ 3055-6 ネ 3055-12



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求 部分	所 在	江戸川区東小松川1丁目	地 番	3057番1			
縮 尺	1/500	補記事項					

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成20年7月25日

東京法務局江戸川出張所
登記官 林 俊 夫



地 番 2541-1 地 積 測 量 図

土地の所在 江戸川区東小松川一丁目

求 積 表

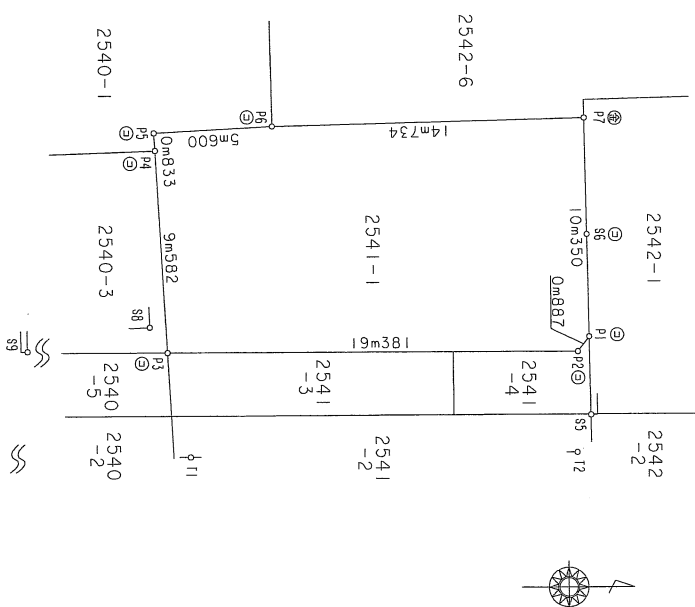
地 番	2541-1		
点 名	Xa	Ya	Xa(Ya+1-Ya-1)
P1	-32952.142	3122.242	-363626.886970
P2	-32952.706	3122.927	-2669.169186
P3	-32972.078	3122.323	335754.670274
P4	-32972.318	3112.744	343307.775016
P5	-32972.341	3111.911	31653.447360
P6	-32966.742	3111.784	626.368098
P7	-32952.008	3111.892	-344612.099664
倍 面 積			434.104928
面 積			217.0524640
地 積			217.05

引 照 点 ・ 基 準 点 座 標

点 名	X 座 標	Y 座 標	備 考
S5	-32952.187	3125.942	プロット隅角
S6	-32952.077	3117.389	コンクリート杭
S8	-32972.870	3121.097	建物角
S9	-32981.814	3121.946	プロット隅角
T1	-32971.173	3127.296	鉄
T2	-32952.897	3127.686	鉄
T7	-32992.503	3126.542	鉄
10030	-33037.821	3125.605	街区多角点

縮 尺 係 数	0.999900
測 地 系	世界測地系
座 標 系	区 系
測量年月日	平成20年 6月17日

①	境界線の種類
②	コンクリート杭
③	金 属 標
④	鉄 釘
⑤	サ ン
⑥	計 算 点



10030

作成者 東京都江戸川区中央一丁目13番16号 阿久津 康弘
土地家屋調査士 阿久津 康弘
平成20年 9月 1日(作成)

申請人 [Redacted]
縮尺 1/250

承役地の地番

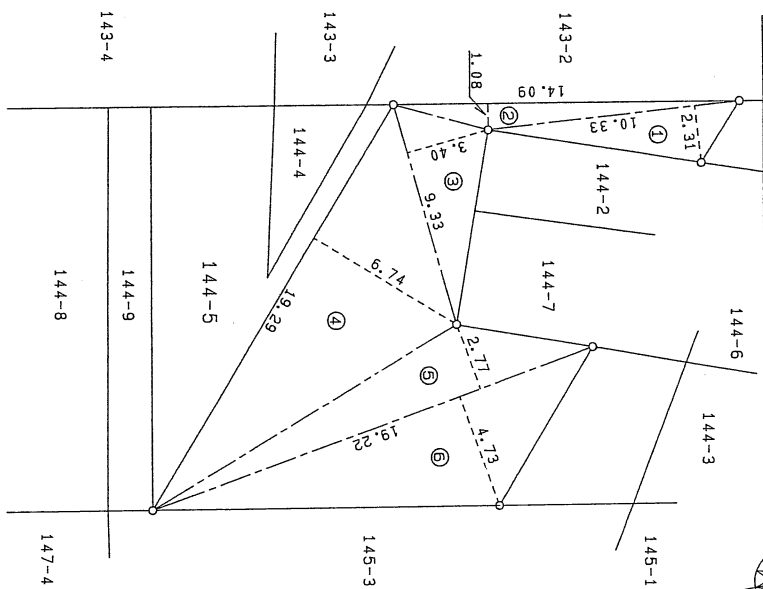
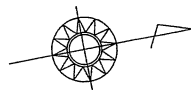
144-5

地役権図面

承役地の所在

江戸川区松江六丁目

道路



求積表

地番		144-5			
符	号	底	辺	高	さ
①		10.33		2.31	
②		14.09		1.08	
③		9.33		3.40	
④		19.29		6.74	
⑤		19.22		2.77	
⑥		19.22		4.73	
				合	計
				合	計
				面	積
				地	積
				172.48	m ²

申請人

主地家屋調査士

東京電力株式会社
地役権調査部長
東京支店長

平成13年6月28日作製

縮尺

1/250

(東京土地家屋調査士会用紙)

各階平面図

家屋番号

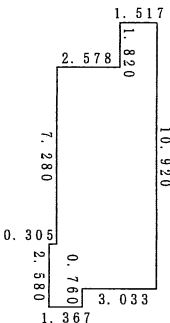
2番50

建物図面

建物の所在

江戸川区一之江五丁目2番地50、2番地51

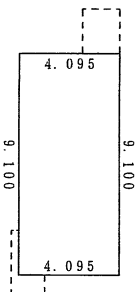
1階



求積表	
10.920 × 1.517	= 16.565640
9.100 × 1.516	= 13.795600
9.860 × 1.062	= 10.471320
2.580 × 0.305	= 0.786900
計	41.619460

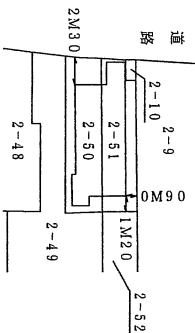
床面積 41.61 m²

2階



求積表	
9.100 × 4.095	= 37.264500

床面積 37.26 m²



作成者

東京都江戸川区中央一丁目1番地
土地家屋調査士 阿久津 康弘
(平成20年10月10日作成)

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500



当所備え付いた透籍図
東武東上線
国定税務所

閲覧用

東武東上線 / 目

1/500

資産・負債の一覧表

(相続人が4人の場合)

種類	内容	時価	相続税評価額	備考
現金預金	現金	50万円	50万円	
	〇〇銀行 普通預金	1,000万円	1,000万円	
	〇〇銀行 定期預金	450万円	450万円	
証券類	〇〇株式会社 株式 1,000株	1,000万円	1,000万円	証券取引所終値
生命保険	〇〇生命	3,000万円	1,000万円	受取保険金500万円 × 相続人数
退職金		2,000万円	0円	受取退職金500万円 × 相続人数
自宅土地	200㎡	30,000万円	8,000万円	路線価等
自宅家屋			800万円	固定資産税評価額
その他	自動車	50万円	50万円	
	家財一式	100万円	100万円	
小計		37,650万円	12,450万円	
借入金	〇〇銀行		300万円	借入残高証明書
葬儀費用			150万円	
合計			12,000万円	

固定資産税・都市計画税非課税申告書
(公共の用に供する道路)

土 地	所 在 ・ 地 番		地 目	登記地積		道路地積	摘要
	1			平方メートル		平方メートル	
	2						
	3						
	4						
	5						

上記のとおり別紙関係書類を添付して申告します。

年 月 日

所 有 者

納税通知書番号

住所(所在地)

氏名(名称)

印

電話番号

(

)

—

都税事務所長 宛

- 備考 1 「所在・地番」「地目」「登記地積」欄には登記簿に記載されているものを記入してください。
2 「道路地積」欄は公共の用に供している道路の地積を記入してください。
3 地積測量図等を添付してください。

以下の項目欄は、都税事務所記入欄ですので、記入しないでください。

			確 認 日	課 長	係 長	担 当 者
調 査 復 命 欄						
	調査年月日	非課税該当の適否	備考欄			
1		可 ・ 不可				
2		可 ・ 不可				
3		可 ・ 不可				
4		可 ・ 不可				
5		可 ・ 不可				

(注) 調査復命欄の項番は、非課税申告書記載の所在・地番欄の項番に対応する。

認定調査票	評価図	認定管理図	現況入力

基本番号

固定資産税 (土地・家屋)

土地現況兼調査票 (1)

2008/09/02

09:22:38

事務所 江戸川

相当年度 平成20年

前 履 歴
次 履 歴

所 在

校 調分

地目

00 既存

地区

01 宅地

15 低層普通住宅

031-001-2987-0001-00-0

氏名コード 598050 - 18

調査年月日

異動年月日 平成20年 3月 7日

氏名・名称

価格登録日 平成20年 3月31日

課税地積 m ²	前年度単価	修正率 1	前基準年度単価	管 理 区 分
小 規 模 0.00	148,630	修正率 2	1.000	現況個法 1
超 過 0.00	148,630	修正率 3	1.000	計算要否区分 0
非 住 宅 363.00	148,630		前基第3年単価	生活保護 0
全 体 363.00	0			免 税 点 0
農 地 0.00	0			物件区分 1
	造成費			路線番号変更 0

減 免 1 事由	申請年月	割合	取消年月	経過年数	満了年数	路 線 番 号 変 更
減 免 2 事由	平成20年 6月	0.1102		0	0	路線価変更 0
減 額 事由	開始年度	該当地積 m ²		経過年数	満了年数	決定修正 1
特 例 事由						合併区分 1
非 課 税 事由						登記更新 1 0
猶 予 事由	開始年度	決議年月日	決議番号	経過年数	満了年数	登記更新 2 0
						達成率区分 0
						作成識別 00

同一画地一覧

認定調査票照会

照会履歴

現況概要

現況(2)

現況(3)

現況(4)

現況(5)

?

実行(F1)

終了(F11)

戻 る (F12)

ヘルプ

基本番号 XXXXXXXXXX 固定資産税 (土地・家屋) 土地現況兼調査票 (2) 2008/09/02 09:22:47

事務所 江戸川 相当年度 平20年

所在 XXXXXXXXXX 校 調分 地目 地区
00 既存 01 宅地 15 低層普通住宅

031-001-2967-0001-00-0

評価区分 1 : 路線状況 「*」の表示がある路線は、路線価等現況更新処理待ち

	路線状況 1	路線状況 2	路線状況 3	路線状況 4	路線状況 5	実測区分
特 定	正面					
用途地区	15 低層普通住宅					
路線番号	031001-050-0					
路線価	87,000					
奥行	24.0					
間	9.5					
奥行価格	0.98					
間口狭小	1.00					
奥行長大	0.98					
加 算 率	0.000					

減少分 路線情報 路線情報 路線情報 路線情報

事由	個法	小規模減少地積 m ²	超過減少地積 m ²	非住宅減少地積 m ²	地 目	地 区

照会検索 現況概要 現況(1) 現況(3) 現況(4) 現況(5)

実行(F1) 終了(F11) 戻る(F12) ヘルプ ?

延床積算 固定資産税 (土地・家屋) 土地現況兼調査票 (3) 2008/09/02 09:22:55

事務所 江戸川 相当年度 平成20年

所在 校 調分 地目 地区
[00] 既存 [01] 宅地 [15] 低層普通住宅

[031-001-2987-0001-00-0

評価区分1：画地内容

補正率	奥行1	奥行2	奥行価格	開閉・拡幅
無道路地	[0.00]	[0.0]	[0.00]	[0.00]
袋地	[0.00]	[0.0]	[0.00]	[0.00]

評価区分2

路線番号	路線価 (比準評点)	状況	比準割合

補正率	容積率
広大地	[0.00]

類似土地

類似土地達成率

比準割合
1 [0.00]
2 [0.00]
3 [0.00]

画地係数
[0.89]

	小規模	超過	非住宅
固定	[0.14628885]	[0.29257779]	[0.67120618]
都計			
都計負担	[0.34156406]	[0.58515566]	[0.67120616]

補正率	該当地積 m ²
都計街路	[0.00]
都高鉄道	[0.00]
がけ地	[0.00]
高圧線下	[0.00]
不整形地	[0.90]
共用・区画	[0.00]
生産緑地	[0.00]
地上阻害物	[0.00]
地下阻害物	[0.00]

備考

照会検索

現況概要

現況(1)

現況(2)

現況(4)

現況(5)

?

実行(F1)

終了(F11)

戻る(F12)

ヘルプ

